

(参考) 学校において予防すべき感染症

	感染症の種類	考え方	出席停止の期間の基準等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）：発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻疹：解熱した後三日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○風しん：発しんが消失するまで ○水痘：すべての発疹が痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後二日を経過するまで ○結核：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ○髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*ただし、第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）に関しては、「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。」ものとする。